

入札公告書

社会福祉法人福慶会が発注する「給食調理業務委託」の一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成 30 年 2 月 1 日

社会福祉法人福慶会
理事長 関水貴浩

1 業務名

福慶会給食調理業務委託

2 施設概要 社会福祉法人福慶会

- (1) ① 福田の里(障害者支援施設)
所在地 大和市福田74番地
- ② 福田の里デイサービスセンター(通所 生活介護)
所在地 大和市福田74番地
- ③ 福田の里分場(通所 生活介護)
所在地 大和市代官4-19-1
- ④ 代官ガーデン(通所 生活介護)
所在地 大和市代官 1-11-9
- H30 年度中に統合・移転の
予定あり。(福田の里の近隣)

(2) 定員

		定 員
①福田の里(施設入所支援)		50名
福田の里短期利用者(施設入所支援)		5名
②福田の里デイサービスセンター(通所)		20名
③福田の里分場(通所)	統合・移転の	20名
④代官ガーデン(通所)	予定有	20名
職員・その他(通所)		約90名
合 計		約200名

3 選定方法

今回の提案会にて評価員による第一次審査(プロポーザル)を行い、第一次審査通過の企業による第二次審査(試食会)の評価結果を元に、提案会終了後開催される当法人理事会にて委託企業・次点企業を決定し、その結果については、後日郵送にて通知する。

4 委託期間

平成 30 年 10 月 1 日 ~ 平成 31 年 9 月 30 日(1 年間) 但し、4 回まで更新ができる。

5 参加資格

- (1) 食品衛生法の飲食店営業の営業許可を取得していること。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、参加することができない。なお、④に該当する場合は、参加表明書【様式 1】及び食品衛生法の営業停止処分内容【様式 2】を提出し、当施設で判断することとする。

- ① 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続きの開始申立をしている者、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続きの申立をしている者
- ② 最近1年間の所得税又は法人税、消費税を滞納している者
- ③ 有資格業者、及び有資格者である個人が神奈川県暴力団排除条例に違反している者。
- ④ 過去3年間以内に食品衛生法の営業の禁停止の処分を受けた者(平成 30 年 1 月 1 日現在)。ただしその場合は、その内容とその後の対応・対策を鑑み判断する。

6 業務委託内容 (業務分担は別紙参照)

(1) 施設利用者及び職員等への食事提供

- ① 調理、食材購入、配膳下膳、洗浄、清掃およびその他の教務。
(献立作成、栄養計算は当施設の栄養士が行う)
- ② 委託側の提案も受け、季節感のある手作りの家庭の味を目指すこと。
- ③ 選択食、行事食及び療養食対応。
- ④ 食事の適温対応。
- ⑤ 調理は出来る限り、手作りを基本とする。
- ⑥ 喫食数の増減や変更等に柔軟に対応できること。
- ⑦ 利用者との食事委員会出席(月 1 回 30 分程度)。
- ⑧ 調味料等の提供(必要時)。
- ⑨ 月に一度、業者企画による食事等の提供。

(2) 提供方法

- ① 福田の里・福田の里デイサービス・短期利用者及び職員について
 - ・配膳は 3 セクション(昼は 4 セクション)に手押し配膳車に載せ、調理室前に配置。
 - ・下膳は 3 セクション(昼は 4 セクション)から調理室前に返却された配膳車を引き取る。
 - ・主菜と副菜は厨房で食器に盛り付ける。
 - ・ご飯は厨房で食器に盛り付ける。
 - ・パンは厨房で食器に盛り付ける。
 - ・汁物は食缶にお茶はピッチャーに入れ配膳車に載せ、職員が食器に盛り付ける。
 - ・エネルギー制限食、粥食(パン粥含)、きざみ食、治療食などは、厨房で主菜と副菜を盛り付け、一人ずつトレイにセットしたものを配膳車に載せる。
- ② 福田の里分場・代官ガーデンについて(敷地外配食)
 - ・配膳はトレイ、食器、食缶等、調理室前に用意されたものを通所職員が車に乗せる。
 - ・盛り付けは現地にて通所職員が行う。
 - ・下膳は通所職員が調理室前に返却した食器類を引き取る。

(3) 配膳時・食事時間・下膳時間

	配膳時間	食事時間	下膳時間
朝	7:45～ 8:00	8:00～9:00	～9:00
昼	11:45～12:00	12:00～13:00	～13:30
夜	17:45～18:00	18:00～19:00	～19:00

※時間帯は諸般の事情により変更される場合があります。

※分場、代官は11時30分頃に職員が車で取りに来て、13時過ぎに車で下膳。

(4) 栄養業務

当施設の栄養士の指示に従い、受託業者の栄養士が行う。(給食日誌の作成等)

(5) 食数 (1日当たり平均)

	1日平均食数 (概算)	給食数増減 のめど
朝食	52	45～55
昼食	85	70～95
夕食	52	45～60
合計	189	160～210

(6) 食事形態

	常食	一口大	きざみ	軟食トロミ	ミキサー
入所	32	15	2	0	1
デイ	23	0	2	0	0
通所	17	0	0	0	0
合計	72	15	4	0	1

(7) 食種

	常食	エネ制	痛風	高脂血症	高血圧	貧血	高蛋白
入所	30	19	2	7	3	9	1
デイ	24	1	1	0	1	0	0
通所	17	0	0	0	0	0	0
合計	71	20	3	7	4	9	1

7 提案内容(必須事項)

(1) 貴社の概要(平成 30 年 1 月 1 日現在)

(支店が契約者となる場合は、貴社全体と支店の状況を記載すること)

- ① 障害者施設・高齢者施設・病院の受託数。可能であれば受託先リストを記載。
- ② 神奈川県内の上記業種の受託数。
- ③ 給食サービス業務の業績期間

(2) 職員配置計画

職員配置計画を作成し、これを基に(3)の委託管理費の積算を行うこと。

(3) 委託管理費(税込み)

※様式は任意。

※業務分担、費用分担は【別紙3、4】のとおりとする。

(4) 材料費の提案

- ① 朝食・昼食・夕食の単価(内税)※消費税8%で提案すること。

※これまでの食材費 810 円(朝食 160 円・昼食 350 円・夕食 300 円)には固定せず。

- ② 一週間分の献立

(5) 職員研修体制

(6) リスクマネジメント体制

(7) 災害発生時(震災等)の体制

(8) 安全衛生管理体制

(9) 受託準備計画(平成 30 年 8 月～平成 30 年 9 月の工程を記載)

※なお、現在委託中の業者については不要。

(10) その他の提案

8 日程(案)

(1) 現場説明 平成 30 年 2 月 1 日 ～ 平成 30 年 2 月 8 日

(2) 質問受付期間 平成 30 年 2 月 5 日 ～ 平成 30 年 2 月 13 日

(3) 参加表明書・提出期間

平成 30 年 2 月 9 日 ～ 平成 30 年 2 月 16 日 17 時まで

(4) 第一次選考(フロホーサル)

平成 30 年 3 月 2 日(金) 福田の里応接室 ※各提案者の時間は後日調整

(5) 第二次選考（試食）

平成30年3月8日（木） 福田の里食堂 ※時間は後日調整

(6) 最終決定

平成30年3月中旬の理事会を経て、平成30年3月末。

※ なお日程については、変更の可能性あり。

9 参加表明書の提出方法

当プロポーザルに参加する場合は、参加表明書等【様式1】【様式2】を提出すること。

(1) 提出期間 平成30年2月9日～平成30年2月16日 17時まで

(2) 提出方法 郵送または持参（福田の里総務課）

(3) 提出物

① 参加表明書【様式1】

② 過去3年間以内に食品衛生法の営業の禁停止の処分を受けた者については、食品衛生法の営業停止処分内容【様式2】

10 提案書の提出方法

(1) 提出日 平成30年3月2日（金）

(2) 提出方法 持参（福田の里総務課）提案説明時

(3) 提出部数 7部

(4) 提出物 「7 提案内容」に記載された事項を網羅した任意の書類。

11 主な契約条件

(1) 契約開始日：平成30年10月1日から開始する。

(2) 契約決定者は、決定通知日から1週間以内に契約書を作成し、当法人と契約を締結する。

12 最低制限価格（税込み）を設定する。

13 問合せ先・提出先

〒242-0024 大和市福田74番地

社会福祉法人福慶会福田の里 総務課 担当：田邊

電話：046-267-8425 fax：046-267-8426

【様式1】

福慶会給食調理業務委託選定提案会参加表明書

社会福祉法人福慶会
理事長 関水貴浩

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
電 話
F A X
E - mail

印

わたくしは、福田の里給食調理業務委託プロポーザルに参加表明します。
なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、以下の事項には該当いたしません。なお、下記4に該当する場合は「食品衛生法の営業停止処分内容」【様式2】を添付いたします。

- 1 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続きの開始申立をしている、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続きの申立をしている。
- 2 最近1年間の所得税又は法人税、消費税を滞納している。
- 3 有資格業者、及び有資格者である個人が神奈川県暴力団排除条例に違反している。
- 4 過去 3 年間以内に食品衛生法の営業の禁停止の処分を受けたことがある(平成 30 年 1 月 1 日現在)。

【様式2】

食品衛生法の営業停止処分内容

事故年月日	
事故場所	
営業停止期間	
経緯	
原因	
その後の対応	